

## 提案評価基準

本評価基準については、「県民健康調査データ管理システム導入事業」の仕様書及び提案書作成要領に基づき定めたものであり、評価の方法及び基準は次のとおりである。

### 1 基本要件の確認

提案書は、次の要件を全て満たしていなければならない。また、これらの項目を一つでも満たしていない提案については、不合格とし、評価の対象外とする。

- (1) 仕様書の全ての要件（本書においては「必須項目」を指す。）を満たす提案がされており、それが確認できる資料の提示があること。
- (2) 提案書作成要領で示した記述項目及び記載内容を満たしていること。
- (3) 見積書の様式及び記述項目を満たし、予算の範囲内の見積額であること。

### 2 評価の方法

価格に関する評価（以下「価格点」という。）及び提案の内容に関する評価（以下「技術点」という。）の合計点による点数評価とし、得点配分は次とおりとする。

区 分	価格点	技術点	合計点
配 点	2 0 0	6 0 0	8 0 0

- (1) 価格点（1点未満の端数は切り捨てとする。）

価格点の算定は次のとおりとする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{税込見積金額} / \text{予算限度額}) \times \text{価格点の上限}$$

※見積金額が他と比べて明らかに低額である場合は、詳細な算定根拠の提示を求める。

- (2) 技術点（1点未満の端数は切り捨てとする。）

技術点は評価者の平均点を採用する。なお、技術点の一部についてはプレゼンテーション及び質疑応答の結果により評価する。

### 3 技術点の評価項目及び配点

次の項目について基礎点と加点を配点して点数評価を行う。評価項目は、必須項目、必須・加点項目、加点項目に分けられ、必須項目もしくは必須・加点項目のうち1つでも要件を満たしていない場合は不合格とする。

※必須項目等の詳細については、「県民健康調査データ管理システム導入事業 評価の観点」により参加資格が認められた者に対して別途提示する。

項 目	項目区分	配 点	基礎点	加 点
1 現状の課題認識と解決策の方針 (主に提案書で評価)		7 0	2 0	5 0
1-1 事業の背景、目的及び課題解決の方針		\	\	5 0
1-1-1 背景、目的及び課題	必須・加点			1 0
1-1-2 システム開発による課題解決	必須・加点			1 0
1-1-3 調達の範囲及び情報システム化の範囲	必須・加点			1 0
1-1-4 ソフトウェアとハードウェアの導入	必須・加点			1 0
1-1-5 システムの導入効果	加点			1 0
2 技術的な要件を満たす具体的な実現方法とその根拠 (主に提案書で評価)		3 0 0	1 4 0	1 6 0
2-1 システム全体の具体的な実装イメージ		\	\	1 0 0
2-1-1 システム構築の基本的な要件	必須			0

	2-1-2 構築するデータベースの前提	必須			0
	2-1-3 各システムの業務機能要件	必須・加点			70
	2-1-4 全システムの非機能要件	必須・加点			10
	2-1-5 システムの稼働環境要件	必須・加点			20
	2-1-6 テスト作業要件	必須			0
	2-1-7 移行作業の確実な実施	必須			0
	2-2 現状の主な課題についての解決策と実現性の根拠				60
	2-2-1 基盤システム	加点			20
	2-2-2 データ活用業務	加点			20
	2-2-3 データ移行作業	加点			20
3 実施体制及び作業方法 (主にプレゼンテーション、質疑応答で評価)			230	90	140
	3-1 開発、運用及び保守を実現するマネジメント手法				100
	3-1-1 作業体制	必須・加点			20
	3-1-2 スケジュール及び作業要件	必須・加点			10
	3-1-3 マネジメント	必須・加点			20
	3-1-4 進捗管理	必須・加点			20
	3-1-5 課題管理	必須・加点			20
	3-1-6 品質管理等	必須・加点			10
	3-2 情報セキュリティ対策				40
	3-2-1 情報セキュリティの管理及び責任	必須・加点			40
技術点合計			600	250	350

#### 4 合格者の決定

委員の合議により、合計点の高い順から契約相手方として妥当かを検証（書面の不備の有無、評価点の再確認、事業者の信頼性）して合格者を決定し順位付けを行う。